

徳島県選挙管理委員会告示第五十七号

徳島市選挙管理委員会等から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、次のとおり変更した旨の報告があった。

令和二年九月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

施設の名 称		変更事項		変更の 内容	
昭和社区ニテイセンタ I 集会室A・B	名 称	変更前	变更后	昭和社区ニテイセンタ I 集会室A・ B	昭和社区ニテイセンタ I 集会室A・ B
徳島市東富田コミュニティ イセンター 一階集会室 ・二階大会議室	名 称	変更前	变更后	徳島市東富田コミュニティ 階集会室 階集会室・二階大会議室	徳島市東富田コミュニティ 階集会室 階集会室・二階大会議室
徳島市丈六コミュニティ センター 和室	名 称	変更前	变更后	徳島市丈六コミュニティ センター 和室 集会室	徳島市丈六コミュニティ センター 和室 集会室
徳島市立応神公栄会館 一階床室	所 在 地	変更前	变更后	徳島市応神町七丁原二二番地の 一	徳島市応神町吉成字七丁原二二番地の 一
新浜交流センター 集会 室1・2	名 称	変更前	变更后	新浜交流センター	新浜交流センター 集会室1・2
吉野川市文化研修センタ I	所 在 地	変更前	变更后	吉野川市鴨島町鴨島六九六番地の 一四	吉野川市鴨島町鴨島六九六番地の 一四
吉野川市交流センター	所 在 地	変更前	变更后	吉野川市川島町桑村字北須賀二二八二七 番地一〇	吉野川市川島町桑村二八二七番地七〇
吉野川市アメニテイセン ター	所 在 地	変更前	变更后	吉野川市山川町字翁喜台九五番地の 一	吉野川市山川町翁喜台九五番地一

市場コミュニティセンタ	阿波農村環境改善センタ		阿波市立土成歴史館		土成農業者トレーニングセンター		吉野コミュニティセンタ		吉野スポーツセンター		吉野柿原ふれあい会館		吉野一条ふれあい会館		吉野中央ふれあいセンタ		吉野川市ふるさとセンタ	
所在地	所在地		所在地		所在地		所在地		所在地		所在地		所在地		所在地		所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
阿波市上野段三八八番地	阿波市阿波町東原一七三番地一	阿波市東原一七三番地	阿波市土成町土成字丸山四六番地一	阿波市土成字丸山四六番地の一	阿波市土成町土成字漆畑一七七番地一・一七七番地二	阿波市土成字漆畑一七七番地	阿波市吉野町西条字大西二八番地	阿波市西条字大西二八番地	阿波市吉野町西条字大西六番地一	阿波市西条字大西六番地の一	阿波市吉野町柿原一丁目一一八番地	阿波市柿原字高畑一一九番地の一	阿波市吉野町西条字東須賀九四番地三	阿波市西条字東須賀九四番地の一	阿波市吉野町西条字宮ノ前二七番地一	阿波市西条字宮ノ前二七番地の一	吉野川市美郷中筋一九四番地一	吉野川市美郷中筋一九四番地の一

変更後

阿波市市場町市場字上野段二八八番地